

豊田市若年層向け暮らしの魅力プロモーション業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本委託業務は、第9次豊田市総合計画で掲げる「選ばれるまち」を目指して、ターゲットである若年層等の分析を踏まえ、豊田市の「まちの魅力」「豊かな暮らし」「楽しさ」といった価値を訴求する各種プロモーション活動を実施することで、豊田市のイメージアップを図るとともに、ターゲットの中長期的な転出抑制につなげることを目的とする。

2 業務の概要

業務の内容は、別添「豊田市若年層向け暮らしの魅力プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提案限度額

11,550,000円（消費税込み）

4 応募者の要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- （1）公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- （7）公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、（1）に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されたものに限る。）
 - イ 令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団、及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額600万円以上のプロモーション

ン活動業務履行実績を有する者

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

- 6月 2日(月) 業者選定審査会による方式の決定
- 6月 3日(火) 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 6月16日(月) 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 6月17日(火) 参加資格確認通知書の送付
- 6月20日(金) 質問の回答期限
- 6月27日(金) 提案書等提出期限
- 7月 2日(水) ヒアリング実施及び選考委員会開催
- 7月 3日(木) 選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
- 7月22日(火) 予定 業者選定審査会による業者の決定
- 7月29日(火) 予定 見積徴取
- 8月 7日(木) 予定 契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 7月2日(水) 午後1時から午後5時のうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所西51会議室(西庁舎5階)
- ウ 備考
 - ・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
 - ・出席者は3名以内とし、本業務に配置される業務責任者は必ず出席すること。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

- | | | |
|-----|--|-------|
| 委員長 | 豊田市魅力創造部参事(シティプロモーション施策担当) | 中神 泰次 |
| 委員 | 有識者(まちなかQYouth 主催/一般社団法人 HASSYADAI social) | |
| | | 鈴木 友喬 |
| | 豊田市企画政策部企画課長 | 丹羽 広和 |
| | 豊田市都市整備部都市計画課長 | 木戸間幹朗 |
| | 豊田市魅力創造部シティプロモーション戦略課長 | 山内 康資 |

7 提案書等の提出書類

- (1) A4サイズ片面10枚以内(表紙及び「オ 見積書及び積算内訳書」は制限枚数から除く。)に下記内容を記載すること。様式は自由。提出部数は、紙媒体で正本1部と副本8部(両面印刷可)、電子媒体で正副各1部とする。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

ア 業務経歴

会社概要、類似業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)。なお、実績については令和2年度以降に実施した業務とし、現在履行中の業務は対象外とする。また、実績が確認できる契約書や業務計画書等の写しの提出すること。

イ 業務担当体制

業務担当責任者等の経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務。なお、実績については令和2年度以降に実施した業務とし、現在履行中の業務は対象外とする。

ウ 本業務への提案や意見

以下の項目を中心に、評価基準を参考に作成すること。

- ①業務体制構築・総括管理に関する提案
- ②ターゲットの分析とプロモーションの方向性整理に関する提案
- ③ターゲットに合わせた本市の魅力のパッケージ化に関する提案
- ④具体的なプロモーション活動の実施に関する提案
- ⑤フィードバックの実施に関する提案

エ 工程計画

オ 見積書及び積算内訳書(1部)

- (2) 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ることとする。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した参加者が全て負うものとする。
- (3) 豊田市は、審査に必要な範囲で、提出図書を複製することがある。
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合は、この限りでない。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

8 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。詳細は別紙「評価基準」のとおり。

ア 業務経歴等(90点)【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績(40点)
- (イ) 業務担当者等の業務実績(50点)

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

（ア）本業務についての提案・意見（68点）

- ①業務体制構築・総括管理に関する提案
- ②ターゲットの分析とプロモーションの方向性整理に関する提案
- ③ターゲットに合わせた本市の魅力のパッケージ化に関する提案
- ④具体的なプロモーション活動の実施に関する提案
- ⑤フィードバックの実施に関する提案

（イ）工程計画（4点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点 = 50満点（価格点数） × （最低見積金額÷見積提示金額）

※評価点（500点）=（業務経歴（90点））+（業務実施計画（72点）×5人）+（価格（50点））

- （2）最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち「イ 業務実施計画等」の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。
- （3）提案者が一者の場合でも、最低基準点（270点）に達しない場合は最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- （1）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- （2）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （3）次に掲げる提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- （4）最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- （5）最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

(8) 本契約の履行結果が優良な場合、令和8年度、令和9年度の本業務について、特定された事業者と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

10 提案に関する参考資料

・第9次豊田市総合計画

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/1055819/index.html>

【問合せ先】

豊田市 魅力創造部 シティプロモーション戦略課

住 所 〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電 話 0565-34-6761（直通） FAX 0565-32-9779

メール promotion@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。